

吉原日出雄議員に対する辞職勧告決議

吉原日出雄議員においては、昨年、平成27年度及び平成28年度の政務活動費から支出したガソリン代に関して、他人の領収書を使い、計上したものであることが判明した。私たち長崎市議会は、この不正の事実を重く受けとめ、平成29年6月定例会において辞職勧告決議を全会一致で可決した。その後、昨年8月25日には、実際には利用していない鉄道運賃を含め、市長において虚偽有印公文書作成及び行使並びに詐欺の疑いで長崎警察署に告訴がなされ、本年4月20日には、同署から長崎地方検察庁に対して書類送検がなされている。市民の代表としての市議会議員の品位と名誉を害する行為により、議会・議員に対して市民から苦情や苦言が多数寄せられる中、今日までみずから議員の職を辞することなく、在職し続けていることは、まことに遺憾と言わざるを得ない。

同議員は、不正問題が表面化して以降、ほかに不正の事実はない、意図的なものではないと弁明し続けていた。それにもかかわらず、本年5月15日の本人からの説明によれば、同署の調べにおいて、告訴された事実のほかにも、平成28年度の政務活動費において、実際には利用していない鉄道・バスの運賃を旅費として受け取っていたもの4件や、政務活動費としての支出を認めていないオイル交換代等をガソリン代の名目で支出していたもの6件について指摘され、その事実を認めている。さらに、5月18日に正副議長が面談した際には、ほかに不正に取得したものは間違いなくないと断言していたにもかかわらず、そのわずか5日後の5月23日には、それまでの主張から一転し、平成29年度の政務活動費について、平成28年度と同様に不正に旅費を取得していたものが5件あることを申し出ている。そして、この5件には、昨年の議員辞職勧告、さらには、市長の告訴の後に行われたものも含まれている。

今回、次々と新たな不正が発覚したことにより、同議員がこれまで不正の事実を隠蔽し、その場しのぎの虚偽の発言を繰り返していたことが明らかとなった。そして、勧告後、告訴後においても不正に及んでおり、反省しているとは言いがたく、これらの事実は、市民や長崎市議会に対する背信行為としか言いようがない。同議員の一連の不誠実な行為は、長崎市議会に対する市民の信用を大きく失墜させたものであり、断じて許されるべきものではない。また、法令、条例を遵守し、良識を持って市民の模範となるよう行動することが求められている市議会議員としての資格に欠けるものと判断せざるを得ず、今後も職務を継続することについて、到底市民の理解を得られるものではない。

よって、吉原日出雄議員においては、昨年に引き続き2度にわたるこの辞職勧告決議を私たち長崎市議会の総意として重く受けとめ、速やかに市議会議員の職を辞することを強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成30年6月7日

長 崎 市 議 会